

## 別記6 不燃材料と耐火構造

- 1 不燃材料については、下記によること。
  - (1) 建基法に定めるガラス以外の不燃材料とは、建築材料のうち、不燃性能（通常の火災時における火熱により燃焼しないことその他の建基令で定める性能をいう。）に関して建基令で定める技術的基準に適合するもので国土交通大臣が定めたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。（建基法第2条第9号）
  - (2) 鉄板は不燃材料に含まれる。（S35.5.14 国消乙予発第31号質疑）
  - (3) 不燃材料でないパイプに鉄板を被覆したのみでは、不燃材料とはならない。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
  - (4) 垂鉛鉄板は鉄鋼に含まれる。（S37.4.6 自消丙予発第44号質疑）
  - (5) 木毛セメント板25mmの両面にフレキシブルシートを3mm張った合計31mmのサンドイッチパネルは製造所等の壁体で使用できる。（S43. 4.10 消防予第106号質疑）
  - (6) 厚さ4mmの石綿セメント板と18mmの木毛セメント板を張り合わせたものは、不燃材と同等以上と認められる。（S47. 10.31 消防予第173号質疑）
  - (7) 材質が商品名で記入され、不燃材料又は耐火構造として判断しがたいものは、国土交通省の認定番号を記載すること。（★）
- 2 耐火構造については、次表によること。

表1

建築物の部分 建築物の階	壁				柱	床	はり	屋根
	間仕壁	外壁						
		耐力壁	非耐力壁					
			延焼のおそれのある部分	延焼のおそれのある部分以外の部分				
最上階および最上階から数えた階数が2以上で4以内の階	1時間	1時間	1時間	30分	1時間	1時間	1時間	
最上階から数えた階数が5以上で14以内の階	2時間	2時間	1時間	30分	2時間	2時間	2時間	30分
最上階から数えた階数が15以上の階	2時間	2時間	1時間	30分	3時間	2時間	3時間	